

平成30年度 山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成31年2月4日（月）13時15分から14時45分
2 場 所 県庁 1001会議室
3 出席委員 川崎委員、後藤委員、高澤委員、山畑委員、和田委員、角湯委員（代）
一瀬委員（代）、土田委員（代）、佐藤聡委員、佐藤昇委員、熊坂委員
山木委員

欠席委員 土屋委員、山崎委員、武田委員、高橋委員

- 4 議事録署名委員 後藤委員、熊坂委員

5 議 事

○諮問事項

山形県屋外広告物条例第2条第1項第1号、第2号、第6号及び第9号の指定地域の変更について

【資料－1】

○報告事項

(1) 山形市の中核市移行に伴う屋外広告物指導に関する対応について 【資料－2】

(2) 屋外広告物安全点検義務化後の状況について 【資料－3】

議 事

(議長)

和田でございます。皆さまの御協力をいただきながら、本日の議長の職務を果たして参りたいと存じますのでよろしくお願い致します。

最初に、本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。後藤委員、熊坂委員、以上の両委員をお願いいたします。

それでは早速、本日の諮問事項であります「山形県屋外広告物条例第2条第1項第1号、第2号、第6号及び第9号の指定地域の変更について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

～資料－1をパワーポイントで説明～

(議長)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。何か御意見・御質問はございませんか。ある方は挙手願います。

(武田代理)

市長会の会長代理の武田です。理解のために改めてお尋ねします。風致地区は景観のた

めに屋外広告物を規制するというのはわかりますが、高速道路の両側 500 メートル以内も規制するというのは、どのような発想からでしょうか。

(議長)

事務局の説明をお願いします。

(事務局)

はい。課長補佐をしております、高橋と申します。高速道路を使って山形県を訪れた方にとって、高速道路から見える景色が山形県のイメージにつながると考え、高速道路上から見える 500 メートル以内につきましては、通常よりも規制を厳しくしております。このような規制は他県でも同様に行われておりまして、だいぶ以前、昭和から平成になったくらいから規定がありますが、初めは車がスピードを出しながら広告を見ると、安全上危ないという理由もあったようです。そういった交通安全上の理由と、さらにドライバーから見た景観をよくしようといったことで、高速道路の両側 500 メートルの規制は、他県でも定められている基準です。

(武田代理)

はい、わかりました。安全上の基準かと思いましたが、景観という点もあるということですね。

(事務局)

はい、両方ございます。

(議長)

他に何かございますか。

(熊坂委員)

業者の立場から確認させていただきますが、屋外広告物を設置するにあたって、高さ 4 メートルを超えるものなら建築確認が必要というのは間違いないのですが、それ以外で、例えば自社広告とかで、今までの私たちであれば米沢市の置賜総合支庁に確認して、どの規制地域に該当するか確認した上で、広告板の面積などもデザインしたりしていますが、今後山形市が別になるにあたって、山形市に屋外広告物を設置するときは毎回山形市に確認しに行かなければならなくなるわけですね。その辺をわかりやすく教えてください。

(議長)

事務局から説明を。

(事務局)

4 月 1 日以降につきましては、山形市の規制図を使うこととなりますので、山形市役所

にお問い合わせいただくこととなります。ホームページに掲載する予定もあると伺っておりますので、そちらをご参照の上、ご対応いただきたいと思います。

(熊坂委員)

ありがとうございます。

(議長)

それでは佐藤委員。

(佐藤昇委員)

はい。山形市の区域であれば山形市の条例の中で規制が行われるということですが、例えば上山の小倉地区にアクセスするところ、要するに（蔵王ラインと）白石上山線がT字路でちょうどぶつかるところがありまして、例えば上山市内をずっと走っていて、ここから先が山形市ですとなったとき、先ほどの道の両側何メートル以内を規制するといった規定があったりすると、山形市と上山市で弊害が生まれないのか確認したいのですが。

(事務局)

境界のところでの取扱いという御質問と理解してよろしいでしょうか。

(佐藤昇委員)

そうです。

(事務局)

はい。やはり路線自体が曲がりくねっていることもありますので、機械的に線を引くことによって、空白、ずれとかが生じたりとか、そういった懸念が出てくる場合もあるかと思えます。その辺につきましては、県と山形市との間で、連携というか調整をさせていただきまして、不都合がないように、境界の辺りで設置の申請などありましたら情報交換させていただきまして、基本的にこれまで同様、連続的な規制が保たれるように対応して参ります。このことについては、山形市とも調整済みでございます。

(佐藤昇委員)

はい、ありがとうございました。

(議長)

他にありますか。

(佐藤昇委員)

ちょっとすみません。だとするとですね、先ほどのT字路というのは、小倉地区で住宅があるところなのでそれほど問題はないと思いますが、例えば将来的に何かそこに看板を

立てたいとなったときに、山形市から見るとそこは規制の範囲に入ってしまうけれど、上山市内に立てるものなのでその規制の対象にはならないといったエリア図みないなものをきちんとされるということによろしいですか。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。

(佐藤昇委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(議長)

他に何かございますでしょうか。

ないようでしたら、それでは条例第2条第1項第1号、第2号、第6号及び第9号の指定地域の変更については提案のとおりとしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

では挙手多数ということで、審議会としては提案のとおり答申したいと思います。

また、答申文の内容については私に一任させていただきたいと思います。

それでは続きまして報告事項に進めさせていただきたいと思います。

報告事項につきましては2つございまして、一つが山形市の中核市移行に伴う屋外広告物指導に関する対応についてと、もう一つが屋外広告物安全点検義務化後の状況についての2点となります。なお、御意見・御質問は最後にまとめてお受けしたいと思います。

では、事務局より説明願います。

(事務局)

～資料－2，3をパワーポイントで説明～

(議長)

それは山畑先生お願いします。

(山畑委員)

はい。それでは資料3の安全点検の義務化について、その資料の3ページ目の下に、点検報告書の提出状況で、提出なしが55件あったようですが、未提出については適切な対応指導をされているとのことですが、具体的に中身を教えていただきたいと思います。

(議長)

はい。それでは事務局、お願いします。

(事務局)

はい。点検報告書の内容についての御質問かと理解しております。このたびの調査では、

不備があるとか、提出なしとしてカウントしておりますのは、最初に許可の更新申請書を持ってきたときに県側で書類を確認した際、点検報告書の内容に不備があったとか、点検報告書が付いていなかったときでございまして、こういった申請者（報告者）に対しましては、内容の訂正を指導したり、点検が必要なので点検報告書を提出してくださいといった指導を行っております。ルール上で申し上げれば、許可の更新申請書を持ってきたときに既に点検は終わっていただければならないのですが、やはり後付けであってもきちんと点検をして安全を確保してもらいたいですし、それから周知も図りたいので、内容に不備があった点検報告書については改善を指示し、未提出であれば提出してくださいといった指示を行っております。

（山畑委員）

はい。そうしますと、この提出ないというものに関しては、後日提出されたということでもよろしいですか。

（事務局）

はい。まだ全て提出されたわけではありませんが、基本的に後日点検をして報告書も提出していただいていますし、これから点検して報告しますと言われていたと伺っております。ちなみに提出なしが55件という結構な数になっているのですが、こちら東京のある会社で、まとめて二十数件分の許可更新申請を行おうとしたところ点検報告書の提出がなかったということのようでしたので、それ以外の主に地元の業者さんなどに関してはきちんと対応されているところが多いと認識しております。

（議長）

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。他に何か。はい、熊坂委員。

（熊坂委員）

点検の概要の中に、自家用広告など適用除外に該当する屋外広告物も含むすべての広告物に点検の義務等があるとありますが、適用除外に該当する広告物も取り付けてから何年後かに点検しなければならないとかあるんですか。

（議長）

はい、事務局お願いします。

（事務局）

はい。点検の時期につきましては、特に定めていない状況でございまして、それぞれのオーナーさんから必要に応じて速やかに対応していただきたいといった、現状の条例ではそのような形をとっているところです。

(熊坂委員)

うちの中に屋外広告士がいるもので、思いがけないところから結構「点検してください」という連絡をいただいています、私どもで付けた看板で古くなったものについては、点検してくださいという依頼がなかったりするもので、この辺何年か後に点検しなければならないといった決まりがあるとわかりやすいのかなと思ったもので。

(事務局)

はい、承知いたしました。周知につきましては資料の3ページの上の方、広告主に向けてということで、様々な行事等を活用しながら、例えば商店街リーダー養成講習会、これは県内のいろいろな商店街のリーダーの方が集まる講習会でして、そのときお邪魔させていただいて、点検の必要性を周知しました。そういった取組み、広告主への周知が非常に重要だと考えております。今回は条例を改正したばかりということで開催者からお声がけいただいたところですが、今後も継続的に周知活動を行ってまいりたいと考えております。これまでも危ない、老朽化が進んでいるとか、違反しているといった広告物につきましては、現場に出ていろいろと指導を行っているところでございますが、今回点検の義務化という新たなルールができましたので、我々としても安全確保のための有効なツールと考え、周知を図ってまいりたいと考えております。

(議長)

はい、よろしいですか。

(熊坂委員)

ありがとうございます。

(議長)

この安全点検ですが、広告主から点検資格者、業者がわからないので紹介してほしいといった問い合わせがあったとのことですが、それに対してどのような対応をされているか教えていただけますか。

(事務局)

まず、基本的には県の方から特定の業者さんを紹介することはできないと考えております。担当者会議で他県にも聞いてみたのですが、やはり同じだということで、県から直接紹介するということは行っておりません。今のところの対応としましては、県の中には業界団体がございますので、そちらを紹介して、そちらから業者さんを紹介していただくといった対応をとっております。ですが、今考えているものとして、建設業者の場合ですと、どここの業者さんに有資格者が何人いるかといったことを表にして、ホームページで公開するといったことを行っておりますので、例えば屋外広告物でも業登録している業者さんのリストを県で公開しておりますから、その中でどここの会社さんにどの資格の人が何人いるかとか、そういった情報提供ができないかと検討しております。その辺

業者さんの方でも対応できるかどうかなど、そこは調査してみないとなかなか踏み切れないとは思いますが、頼める業者さんがわからないので点検ができないというのは非常によろしくない状況かと思っておりますので、その辺については改善策を考えていきたいと思っております。

(議長)

はい、ありがとうございます。それでは他に何か。はい、高澤委員。

(高澤委員)

条例が改正されて間もないので、仕組みづくりに奮闘されているというのがわかるんですけれども、点検に関しまして業者を紹介していただくとありましたが、費用がどれくらいかかるのか、日数や時間はどれくらいかかるのか、点検後のケアのケースなどわかると、割と取り組みやすくなるのかなと思うのですが、その辺の目安がもし何かあれば教えていただければと思います。

(議長)

はい、事務局から。

(事務局)

はい。県の方で決めているのは、あくまでも点検できる資格の要件を定めるのみでございまして、それ以外の基準については特に定めてはおりません。基準に関しましては、国交省の方で屋外広告物の安全点検に関する指針だとか、それから業界団体の方で「看板の安全管理ガイドブック」とか、そういった技術的な指針・パンフレットなどを作られておりますので、今のところ県ではそれらを参考にして適切に点検を実施するように、指導というかお願いをしているところです。それで、幾らかかるとか時間がどれくらいかかる、そういった一般的な情報に関しましては、やはりオーナーさんも非常に気になる場所かとは思いますが、県としましてはそういった情報を集めながら、差しさわりのない範囲で公表とか周知とか行ってまいりたいと考えております。ちなみに点検は1件行くと最低でも2万円ぐらいはかかると伺っておりまして、問い合わせがあった際にはそのようにお答えはしております。やはり安くはない金額がかかりますので、そのあたりは業者さんでも前もって計画を立てられるように情報提供に努めてまいりたいと考えております。

(高澤委員)

目安がわかると取り組みやすくなるのかなと感じましたので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

(事務局)

よろしく申し上げます。

(議長)

他に何かありますか。では山畑委員。

(山畑委員)

先ほどの自家用広告の件ですが、まずお聞きしたいのが、この提出があったものの中に自家用広告の点検というのはあったのでしょうか。何件くらいあったのでしょうか。

(事務局)

自家用広告物は含まれていないと聞いております。10月から12月までの3か月の間に許可更新の申請が必要だったものについて調査しております。

(山畑委員)

そうしますと、やはり自家用広告の点検というのが非常に大事だと思っております。それで先ほどお話出ましたけれど、業者さんの方からオーナーさんに点検を持ちかけるというのはなかなか難しいことだと思うんですね。仕事が欲しいからそう言っているんだろうととらえがちなこともあると思います。ですからそれに関しては、今まで以上にオーナーさんに点検は必要なこと、安全を確保しないと加害者になる可能性もあるということを広く知ってもらうこと、周知するということがとても大事なことになるのかなと思います。特に自家用広告は、そんなに大掛かりなものでなければいいのですが、大掛かりなものもありますし、この資料の7ページの上の4の評価のまとめに点検義務化をきっかけに安全性が確保されたとありますけれども、まだ「された」と断言するには時期尚早かなと思っております。「されつつある」というような表現ではいかがでしょうか。まだ徹底されていないところもあるのが実情だと思いますので、より容易に点検してもらえるような土壌作りが大事なのかなと思っております。

(議長)

ありがとうございました。

周知対応ということでいろいろと屋外広告物タウンミーティングとか様々なことをやっていますが、こういった活動を行っていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

他に何か御質問・御意見ございますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様方には活発な御意見ありがとうございました。

(了)

平成31年2月4日

議長 和田 直人

議事録署名人 後藤 真樹

議事録署名人 熊坂 美樹子